

愛媛県立医療技術大学廃棄物処理業務委託契約書

公立大学法人愛媛県立医療技術大学（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、愛媛県立医療技術大学廃棄物処理業務（以下「委託業務」という。）を別添、愛媛県立医療技術大学廃棄物処理業務実施仕様書（以下「仕様書」という。）により乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託料）

第2条 甲は乙に対し、委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税額金 円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に委託業務を行なうものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は する。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（事業計画書の提出）

第6条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書を提出するものとする。また、事業計画書には廃棄物の処分経路を明記しなければならない。

（事業内容の変更）

第7条 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書を提出するものとする。ただし、軽微な変更は除く。

（実績報告書及び完了確認）

第8条 乙は、毎月の委託業務が完了するごとに、遅滞なく甲に対して業務完了報告書（別紙様式）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に委託業務の完了について確認を行うものとする。

（委託料の支払）

第9条 委託料の支払は、年12回払いとし、毎回の支払額を金 円とする。

2 乙は、第8条第2項に規定する甲の確認を受けた後、委託料の支払請求

書を甲に提出するものとする。

- 3 甲は、前項の規定による適正な支払請求書を受理したときは、受理した月の翌月の末日までに支払うものとする。

(調査等)

第10条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行ない、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更)

第11条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務の全部又は一部を変更することができる。この場合における委託期間又は委託料は、甲乙協議のうえ定める。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき
- (2) この業務を遂行することが困難であるとき
- (3) 乙又は乙の代表役員等、一般職員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者を行い、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することがある。

(契約額の変更)

第13条 契約期間内において、経済情勢の変動その他の状況により契約額の改定を要すると認められる場合は、甲乙協議のうえでこれを変更するものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の履行に関連して知り得た個人情報及び秘密を他に漏洩してはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

- 2 乙は、前項の個人情報の保護及び秘密の保持について、その従事者に周知し徹底しなければならない。

- 3 甲は、必要があると認めるときは、乙の個人情報の保護等の状況につい

て調査を実施することができる。乙はこの調査に協力しなければならない。

(契約外の事項)

第16条 この契約に定めのない事項については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第 256号）及び公立大学法人愛媛県立医療技術大学会計規程によるもののほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各 1 通を所持するものとする。

令和 5 年 月 日

伊予郡砥部町高尾田 5 4 3 番地
甲 公立大学法人愛媛県立医療技術大学
理 事 長 安 川 正 貴

乙

愛媛県立医療技術大学大学廃棄物処理業務実施仕様書

この仕様書は、愛媛県立医療技術大学の廃棄物処理業務について規定する。

1 委託業務の内容

(1) 実施要領

伊予郡砥部町高尾田543番地に所在する愛媛県立医療技術大学（以下「大学」という。）内から排出した廃棄物を、大学内に設けた集積場所から搬出し、事業計画書に記載した廃棄物の処分経路に従い松山市内の処理施設で適正に処理する。

なお、松山市で適正に処理したことを証明するため、契約書第8条に定める業務完了報告書に、松山市が発行する処理日全ての計量証明書を添付すること。

(2) 実施回数等

廃棄物の搬出は、原則として、可燃廃棄物は週2回、不燃廃棄物は週1回、雑ごみは月1回行うものとする。

なお、搬出予定日が祝祭日の場合は、その前日又は翌日に搬出すること。

ただし、12月29日から1月3日の間の搬出は不要とする。

(3) 参考

教職員数 80名 学生数 438名[令和5年2月1日現在]

2 特記事項

乙は、委託業務実施中、廃棄物の飛散防止に努めるとともに、集積場所周辺の清潔保持に努めなければならない。

3 支給品

なし。

消耗品、雑材料、工具、その他委託業務に必要な機材、物品等は乙が調達すること。

4 その他

(1) 学生祭により発生する大量の廃棄物や、古紙等資源ごみ、危険ごみ、及び機械類の回収等特別に廃棄物が発生する場合を除く。

(2) 処理の対象となる廃棄物には、本学が別館（旧歯科技術専門学校）を利用する際に排出される廃棄物を含むものとする。

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学 理事長 様

住 所

会 社 名

代表者名

令和 年 月の委託業務を完了しましたので、愛媛県立
医療技術大学廃棄物処理業務委託契約書第8条第1項の規定に
より、業務完了報告書を提出します。